

いじめ防止基本方針

諫早市立小野小学校

【学校教育目標】

“元気いっぱい” “笑顔いっぱい” “夢いっぱい”

- 1 安心安全で、秩序とぬくもりのある学校
- 2 子どもが主体的に学び、力をつける学校
- 3 子どもが家庭や地域とともに輝く学校

【めざす児童像】

- 1 <笑顔いっぱい（徳育）>
- 2 <元気いっぱい（体育）>
- 3 <夢 いっぱい（知育）>

【令和4年度重点目標】

「和顔愛語」

【いじめ防止対策委員会】

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止や早期発見に尽力すると共に、いじめが起こった場合の適切かつ迅速な対処を行う。日頃から教育相談等の充実を図り、子供たちの心に寄り添った教育活動が行えるよう努める。

【役割】

- 1 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめに組織的に対応するための中核としての役割等を担うものである。

〈構成メンバー〉

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・学年主任 ・教育相談担当
- ・養護教諭 ・学級担任

※必要に応じて、心のケア相談員、学校評議員、学校支援会議委員、民生委員、主任児童委員、その他外部関係者等。

育友会との連携	関係機関との連携	児童会
○学校便り等を通じて、いじめ問題への取組を保護者・地域へ発信していく。	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行うようにする。	○「いじめのない楽しい学校」を目指した児童会活動を充実させる。 ・平和集会

<p>○いじめ問題が起きた場合は、普段以上に家庭との連携を密にし、情報の共有を図るようにする。</p> <p>○学校行事、地域行事等を通して、子供を地域全体で見守っていくという雰囲気構築できるようにする。</p> <p>・ふれあい交流会の実施等</p>	<p>○状況を見て、いじめ問題についての相談窓口等の利用について検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会主体の人権集会 ・いじめ防止標語作り ・縦割り活動を通しての異学年交流の充実
--	---	--

【いじめ問題への取組】

1 いじめの防止について

「いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、いじめる側が悪い。」という明確な一事を毅然とした態度で行き渡らせるよう全職員の共通理解のもと取り組んでいく。学校教育全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていくよう努める。

① いじめを許さず、一人一人が活躍できる学級、学校の雰囲気づくり

- ・自己肯定感を高める教育活動
- ・縦割り活動を通しての異学年交流の充実
- ・委員会活動、クラブ活動の充実
- ・いじめ防止標語作りの取組
- ・長崎っ子の心を見つめる週間でのふれあい交流会 等

② 相談体制の確立

- ・「なかよしアンケート」の実施
- ・児童との個人面談の実施
- ・保護者面談の実施
- ・教育相談の実施
- ・心のケア相談員による面談（必要に応じて）

③ 道徳教育、体験活動等を通じた心の教育の推進・充実

- ・一人一人の特性が大切にされる学級づくり
- ・米作りや宿泊学習等、体験活動の充実を図ったコミュニケーション力の育成
- ・終末での「書く活動」を大切にされた道徳の時間の指導の在り方の研究

- ④ 心の通う人間関係を構築するような行事の計画
 - ・児童会を中心とした運動会
 - ・班別研修を取り入れた修学旅行
 - ・イニシアティブゲーム、森のハウスづくり等、グループ体験を主とした宿泊学習
 - ・平和集会
 - ・人権集会
- ⑤ 情報モラル教育の推進
 - ・インターネット等によるいじめに対する対策
(総合的な学習の時間の情報モラルに関する学習)

2 いじめの早期発見について

いじめの早期発見のため、児童の些細な変化に気づく能力を高めていく。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立って、全職員が全児童を見守り、日常的な観察を丁寧に行っていく。

いじめの可能性があると感じたら、迷うことなく同学年会や職員会議等の場において気付いたことを共有し、全職員が目で見守る体制を作っていく。決して学級担任だけで抱え込まないようにする。

- ① 児童対象「いじめに関するアンケート」の実施（年間で7回）
 - ・児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見と道徳実践態度の育成を推し進める。
→管理職へ即報告する。
- ② 児童対象「個人面談」の実施
 - ・児童の悩みや人間関係を把握する。
- ③ 保護者面談の実施

3 いじめに対する措置について

- ① いじめがあることが確認された場合、校長以下全ての教員で対応を協議し、的確な役割分担のもと組織的に問題の解決にあたる。
- ② いじめられている児童やいじめを知らせてきた児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては事実を確認した上で毅然とした態度で適切な指導にあたる。また、「傍観者の立場＝いじめている側と同様」という立場に立ち、指導を徹底していく。
- ③ 心のケア相談員や養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。学校内だけでなく必要に応じて相談機関等と協力して解決にあたる。
- ④ 家庭や教育委員会への連絡・相談を密に行っていく。

4 重大事態発生時の対処

- ① 緊急な問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとると共に教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。校長は、発生報告を市教育委員会へ迅速に行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を軸に実態調査を行う。
中立性を保つためできるだけ多くの人数で行うようにする。
- ・いつ頃からか
 - ・誰から受けたか
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- ③ 校長は、調査後の報告を市教育委員会へ迅速に行う。

【年間計画】

4月	・「いじめ防止基本方針」の確認
5月	・「いじめアンケート」の実施 ・共通理解研修①（各クラスの問題行動の見られる児童等について）
6月	・長崎っ子の心を見つめる教育週間 ・「第1回なかよしアンケート」の実施（個人面談〔6/6～〕） ・ふれあい交流会
7月	・児童との個人面談 ・「いじめアンケート」の実施 ② ・第1回保護者面談（全員実施）
8月	・平和集会〔8/9〕
9月	・「いじめアンケート」の実施 ・共通理解研修②（各クラスの問題行動の見られる児童等について）
10月	・「いじめアンケート」の実施
11月	・「第2回なかよしアンケート」の実施 ・児童との個人面談
12月	・人権集会〔12/14〕 ・「いじめアンケート」の実施 ・第2回保護者面談（任意12/12～）
1月	・「いじめアンケート」の実施 ・共通理解研修③（各クラスの問題行動の見られる児童等について）
2月	・「第3回なかよしアンケート」の実施 ・児童との個人面談
3月	・「いじめアンケート」の実施

※共通理解研修とは、各クラスの問題行動の見られる児童等について職員会等で話し合う。年3回程度実施予定。【今年度より】